

令和6年度 第4回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和7年3月18日(火) 13:30~14:30

2. 開催場所

県庁17階 1704会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 11名

4. 議題

議題13号 岐阜県漁業調整規則の一部改正について(諮問)

議第14号 遊漁規則の一部変更について(諮問)

議第15号 コイヘルペスウイルス病蔓延防止対策に係る委員会指示について

議第16号 ニホンウナギ資源の保護に係る委員会指示について

議第17号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

5. 議事の経過

別添のとおり

令和7年3月18日

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数１３名中１１名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第６条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告する。
議第１３号 岐阜県漁業調整規則の一部改正について（諮問）	
事 務 局	漁業法第５７条第５項、同法第１１９条第８項及び水産資源保護法第４条第７項の規定に基づき、岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたものである。 今回の一部改正は前回の委員会で報告させていただいたとおり、子どもがたも網を使うことができるように、岐阜県漁業調整規則第３８条の漁具又は漁法の制限について、四手網（袋付ひき網、ぼうちょう網その他の密網を含む。）の規定から、たも網を除外するものである。 今回の一部改正は当委員会からの答申後に水産庁及び検察庁との協議を行うため、答申後の文言等の軽微な修正については、事務局に一任いただきたいと考えている。 また、漁業権が設定された漁場でたも網が使用できるように、遊漁規則にたも網を規定するよう各漁協へ依頼しているところである。これらの遊漁規則の改正については、来年度の漁場管理委員会で諮る予定である。 なお、遊漁規則にたも網が規定された場合は、岐阜県内のすべての漁場の遊漁規則においては、子どもの遊漁料は減免対象のため、漁業権が設定されている河川でも、子どもは無料でたも網を使用することができることとなる。
会 長	議第１３号について何か意見はあるか。
委 員	成魚放流を行っている漁協で、放流直後のたも網による乱獲を懸念して、遊漁規則の改正に難色を示しているところがあると聞いているが、対応は考えているか。
事 務 局	たも網の遊漁規則への規定は、禁止区域や、採捕期間の設定などと合わせて、各漁協の状況に応じて対応してもらうように説明している。
委 員	たも網を子どものみに限定することはできないのか。
事 務 局	大人への不当な制限にあたるので、規則で制限することはできないと考える。
会 長	議第１３号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第１３号について「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第１４号 遊漁規則の一部変更について（諮問）	

事 務 局	漁業法第１７０条第４項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたものである。 遊漁規則の変更については、漁業法第１７０条第５項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料の額が増殖及び漁場管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件である。 今回申請のあった津保川漁協の遊漁規則の変更は、竿釣り専用区の変更及び遊漁料の改定についてである。 変更理由は、竿釣り専用区の変更についてはもともと竿釣り専用区であった区域において、土砂が堆積し釣り場として適さなくなったため、また、遊漁料の改定については、放流種苗などの値上がりにより放流費用が上がっていることから、遊漁料を見直すものである。 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁料の額が増殖及び漁場の管理の費用に比して妥当なものであると考えられる。
会 長	議第１４号について何か意見はあるか。
意見なし	
会 長	議第１４号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第１４号について「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第１５号 コイヘルペスウイルス病蔓延防止対策に係る委員会指示について	
事 務 局	「コイヘルペスウイルス病蔓延防止対策に委員会指示」の指示期間が令和７年３月３１日に満了することに伴い、再指示をするものである。 県内におけるコイヘルペスウイルス病の発生状況は、令和５年に１件、令和６年には２件確認されている。また、県内の多くの水域において既発生水域となっている。 既発生水域から未確認水域に無秩序に移植されるとコイヘルペスウイルス病が広がるおそれがあることから、今後もコイヘルペスウイルス病の蔓延防止のため、委員会指示を行う必要があると考えられる。 指示の内容は、前回と同様に、既発生水域からの生きたコイの持ち出しを禁止、検査で陰性が確認されたコイでなければ放流してはならないとするもの。 指示の期間は令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの２年間とする。
会 長	議第１５号について何か意見はあるか。
委 員	過去３年間でみると発生件数が増えているが、長い期間でみるとどうなっているのか。
事 務 局	岐阜県で最初にコイヘルペスウイルス病が確認されたのは、平成１５年であり、平成１６年には１００件程度発生していた。そこから徐々に

	減少していき、近年は低い件数で推移している。
委 員	委員会指示に違反した場合はどうなるのか。子どもが間違えて持ち出した場合も対象となるのか。
事 務 局	まずは、指示に従うよう県から該当者にうながすが、それでも指示に従わない場合、岐阜県知事から指示に従うよう命令を出すことができる。命令を受けたにも関わらず指示に従わない場合は、罰則の対象となる。 委員会指示は県下全域に指示するもので、子どもにも指示に従ってもらう必要がある。
委 員	知らずに持ち出してしまう者もいるかもしれないので、しっかり周知を行っていただきたい。
会 長	議第 1 5 号については原案のとおり決定してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第 1 5 号については原案のとおり決定することとする。
議第 1 6 号 ニホンウナギ資源の保護に係る委員会指示について	
事 務 局	「ニホンウナギ資源の保護に係る委員会指示」の指示期間が令和 7 年 3 月 3 1 日に満了することに伴い、再指示をするものである。 全国の取り組み状況として、11 の県で委員会指示による規制、12 の県で遊漁規則や行使規則による規制が実施されている。 今後もニホンウナギ資源の保護を図るため、委員会指示を行う必要があると考えられる。 指示の内容は、前回と同様に、知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合を除き、10 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間は、全長 30 センチメートルを超えるニホンウナギを採捕してはならないとするもの。 指示期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 2 年間とする。
会 長	議第 1 6 号について何か意見はあるか。
意見なし	
会 長	議第 1 6 号については原案のとおり決定してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第 1 6 号については原案のとおり決定することとする。
議第 1 7 号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について	
事 務 局	揖斐川上流部に適用されている水産動物の採捕禁止に係る委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のための適用除外申請があったため、その是非について審議するものである。 申請は摂南大学、県環境生活政策課の 2 件からあった。 採捕魚等については、摂南大学はすべて元の場所に放流、県環境生活

	政策課は一部を標本とする以外は元の場所に放流することとしており、水産資源に対する損傷を与えるものではないことから、当該調査を指示事項の適用から除外し、申請のとおり認めることとするのが妥当と考えられる。
会 長	議第 1 7 号について何か意見はあるか。
意見なし	
会 長	議第 1 7 号については原案のとおり決定してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第 1 7 号については原案のとおり決定することとする。
閉 会	